熊取町議会委員会会議録

[令和元年6月定例会]

議会運営委員会総務文教常任委員会事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

〔議会運営委員	会(6月6日)〕	
	熊取町議会定例会の運営について	1
その他		3
〔議会運営委員] 会(6月19日)〕	
令和元年6月]熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	5
その他		11
〔総務文教常任	[委員会]	
請願第2号	"防災元年"における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関	
	する請願 ······	14
	趣旨説明	14
	質 疑	16
	採 決	19
議案第36号	工事請負契約の締結について(中央保育所大規模改修工事)	20
	質 疑	20
	採 決	23
議案第37号	工事請負契約の締結について(長池オアシス公園施設更新工事(31-1)) …	23
	質 疑	23
	採 決	27
議案第38号	令和元年度熊取町一般会計補正予算(第4号)	27
	質 疑	27
	採 決	35
〔事業厚生常日		
議案第35号	災害弔慰金条例の一部を改正する条例	38
	質 疑	38
	採 決	38

議会運営委員会

議会運営委員会

月 日 令和元年6月6日(木曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員 委 員 長 重 光 俊 則 副 委 員 長 田 中 豊 一

委員田中圭介委員浦川佳浩

委員渡辺豊子委員矢野正憲

委 員 坂上 巳生男

欠席委員 なし

説明員町 長藤原敏司 副 町 長 中尾清彦

総合政策部長 南 和仁 総務部長 林 利秀

事務局議会事務局長 藤原伸彦 書 記 藤原孝二

付議審査事件

- 1) 令和元年6月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長(重光俊則君)皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年6月熊取町議会定例会の運営について審議をしていただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

(「10時01分」開会)

委員長(重光俊則君)まず初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。林総務部長。 総務部長(林 利秀君)それでは、令和元年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます案件に つきまして、お手元の資料に基づき説明いたします。

順序につきましては、議会の進行に基づきご説明させていただきます。

まず、中段より下、行政報告につきましては、繰越明許費繰越計算書についてが1件、事故繰越 し繰越計算書についてが1件、熊取町土地開発公社の経営状況報告についてが1件、水道事業会計 繰越計算書が1件、下水道事業会計繰越計算書が1件の合計5件でございます。

次に、上段の予定議案につきましては、条例改正が1件、工事請負契約の締結についてが2件、 補正予算が1件、合計4件でございます。

それでは、各案件内容について説明いたします。

まず、行政報告でございます。

1件目の平成30年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、平成30年度熊取町一般会計予算のうち、繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、災害ごみ対策事業繰越額307万9,000円ほか18事業でございます。

2件目の平成30年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書につきましては、平成30年度熊取町一般会計予算のうち、事故繰り越しに係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、小学校維持管理

事業繰越額111万7,800円でございます。

3件目の熊取町土地開発公社の経営状況報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の 規定により、平成30事業年度熊取町土地開発公社決算及び平成31事業年度熊取町土地開発公社予算 について報告するものでございます。

4件目の平成30年度熊取町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、平成30年度熊取町水道事業会計予算のうち、建設改良費に係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

5件目の平成30年度熊取町下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、平成30年度熊取町下水道事業会計予算のうち、建設改良費に係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

続きまして、予定議案について説明いたします。

1件目の災害弔慰金条例の一部を改正する条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正により、災害援護資金の貸し付けについて被災者対策の充実を図るため、この条例案を提出するものでございます。

2件目の工事請負契約の締結について(中央保育所大規模改修工事)につきましては、当該工事において工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

3件目の工事請負契約の締結について(長池オアシス公園施設更新工事(31-1))につきましては、当該工事において工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

4件目の令和元年度熊取町一般会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,679万1,000円を追加するものでございます。

主な補正内容につきましては、10月1日からの幼児教育無償化に係るシステム改修経費及び青葉 台老人憩の家屋根改修工事などによる追加でございます。

以上で、令和元年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます案件についてのご説明を終わらせていただきます。

委員長(重光俊則君) ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表(案)のとおり、6月12日から6月26日までの15日間といたします。本会議の開会については、6月12日、6月13日、6月14日及び6月26日の4日間といたします。

各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を6月20日に、事業厚生常任委員会を6月19日にそれぞれ開催いたします。

第2回目の議会運営委員会につきましては6月19日に、議員全員協議会を6月20日に開催いたします。

以上のとおり、令和元年6月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。 次に、一般質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、6月4日の正午に通告を締め切った後、くじ引きにより決定いたしました。

次に、議事の運営でありますが、日程第5 議案第36号 工事請負契約の締結について(中央保

育所大規模改修工事の件)、日程第6 議案第37号 工事請負契約の締結について(長池オアシス公園施設更新工事(31-1))の件、日程第7 議案第38号 令和元年度熊取町一般会計補正予算(第4号)についての件及び日程第8 請願第2号 "防災元年"における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する請願の件、以上の4件については、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第4 議案第35号 災害 帯監金条例の一部を改正する条例についての件は、事業厚生 常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和元年6月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、令和元年6月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたしました。

1点、議会運営委員会の日程について、町長からちょっと先ほど申し出があったので、一旦ちょっと休憩に入ります。

(「10時07分」から「10時12分」まで休憩)

委員長(重光俊則君)それでは、休憩前に引き続き、委員会を開催いたします。

議会運営委員会の開催については、現在、決まっているとおり、事業厚生常任委員会を10時から、議会運営委員会は当日の午後1時30分ということで、現在の日程どおり実行するということにいたします。

それでは、ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでした。

(理事者退席)

委員長(重光俊則君) それでは、引き続きまして、意見書等の取り扱いについてでございますが、意見書・要望書受付一覧をごらんください。

意見書につきましては、3件提出されております。

渡辺議員から児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書(案)、次に、坂上巳生男議員から加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設を求める意見書(案)、次、日米地位協定の見直しを求める意見書(案)の2件、以上の3件の意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回6月19日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書についての紹介は省略いたします。

以上で、令和元年6月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(「10時15分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

重光俊則

議会運営委員会

月 日 令和元年6月19日(水曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員委員長重光俊則副委員長田中豊一

 委員田中圭介
 委員浦川佳浩

 委員渡辺豊子
 長野正憲

委 員 坂上 巳生男

欠席委員 なし

事務局議会事務局長 藤原伸彦 書 記 藤原孝二

案 件

- 1) 令和元年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長(重光俊則君)皆さん、こんにちは。

本日は、令和元年6月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集 をお願いしたところでございます。

なお、今回は理事者提出議案はございませんので、理事者側の出席は求めておりません。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

(「13時30分」開会)

- 委員長(重光俊則君)初めに、本定例会に提案されます議員提案に係る追加議案、丸山穂高衆議院議員 に対する糾弾決議(案)について説明を願います。坂上巳生男委員。
- 委員(坂上巳生男君)丸山穂高衆議院議員に対する糾弾決議については、そこに添付しております別紙のとおりでございますが、提案理由として、丸山穂高衆議院議員が国後島における令和元年度第1回北方四島交流訪問事業に参加した際の一連の言動は、大阪19区の選挙民の信頼を大きく裏切るものである。根室市議会における抗議決議、衆議院における糾弾決議の可決を踏まえ、熊取町議会としての意思表示が必要と考え、決議文を提出するものであるということで、糾弾決議の中の文言につきましては、私のほうから最初、議員総会に提示した文章を出発点として、いろいろとご意見いただいて再度修正等を加えた文言がそこに提案している内容でございます。

議員提出議案として最終本会議で提案させていただき、皆さんのご賛同を得たいと思っております。

以上です。

委員長(重光俊則君) ただいま説明のありました議員提出議案について、質疑があれば承ります。質疑 はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件につきましては、6月26日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本件については追加議案として上程し、委員会付託を省略し、 本会議で審議をしていただきます。 委員長(重光俊則君)次に、先日持ち帰っていただきました意見書3件について、ご意見をいただきます。

お手元に配布しております意見書一覧の順に審議したいと思います。

まず、1件目の児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書(案)についてご意見を承ります。ご意見等はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書ということで、基本的に賛成の意見でございますが、こういった内容の意見書につきましては、昨年度もこういう意見書を熊取町議会として可決しておるわけなんです。それ以後に新たな事件が発生したというふうなこともあってこういうことになっているのかなと思いますけれども、今現在、児童相談所の体制強化を図る法改正案が今国会に提出することになっていて、その直前にこういった野田市で痛ましい事件が起こったと。そういう事件が起こったということを踏まえて、またさらに再度虐待防止対策の強化を求める意見書を出そうということであるわけなんですが、前回可決された意見書もざっと見直したんですけれども、それぞれの文言についてはいろいろと違うんです。前回可決された意見書と今回の意見書とでこの点が特に大きく違うんだという点をご説明願えたらと思います。

委員長(重光俊則君)説明。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)すみません。前回の意見書のほうはちょっと掌握できてなくて申しわけないんですが、今回の意見書の趣旨は、今、国会のほうでも提出させていただいているさらなる強化というところで、懲戒権です。今、しつけと称して子どもを虐待する、そういったものに対して、しつけによる体罰はあり得ないということを強調する意味での懲戒権のあり方というものをこの中ではしっかりとしていくべきだということを意見としては上げております。

一番最初にある1番がそうなってきているわけなんですが、それで懲戒権につきましては、また施行後2年をめどに民法上で検討するということになっておりますけれども、そうじゃなくて、しっかりともっと早く子どもの権利擁護のあり方について速やかに結論を出すべきやという、2年をめどにとなっていますが、速やかに検討すべきやというところを強調しているものであります。

そしてまた、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤーの設置というものを、野田市等の事件があった中でも、学校におけるスクールロイヤー等そういった体制がやっぱり必要というところが今回の事件を通じてあったという意見になっております。その分につきまして、本町におきましてもスクールソーシャルワーカーを配置しておりますが、それも町単独でしております。そういった分につきまして、やっぱり財政的支援をしっかり国としてもすべきではないかというところで2番として上げております。

また、3番目は、転居等あったときにそういった情報がしっかりなされていなかったというところの原因もありましたので、そういったことも含めて全国共通の情報システムが必要ではないかというところの体制についても求める、そういった内容になっております。

4番につきましては、児童虐待だけではなくて、児童虐待の中に潜むDV、そういったものもあるというところで、そういったところの支援もしっかりやっていかないといけないというところで、それぞれ行政が、本町もありますが、切れ目のない支援という形の相談窓口、日本版ネウボラと、そういったものがやっぱりまだまだ設置できていない市町村もありますので、そういったところもしっかりと推進をしていくべきだという、4つの大きなさらなる強化を求める内容になっております。

- 委員長(重光俊則君) 今、渡辺委員から説明がありましたが、ご意見あるいは質問等ございますか。坂上巳生男委員。
- 委員(坂上巳生男君)今ご説明いただきましたが、1点だけ、日本語としてこれはどうなんかなという 気がした部分があるんです。

1項目めのところに、しつけよる体罰は要らないとあるんですが、これは、普通に考えたら、し

つけによる体罰じゃなくて体罰によるしつけということになるんと違うんかなと。しつけによる体罰、どっちもありなのかなという気もするんですけれども、これはどうなんでしょうか。

委員長(重光俊則君)渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) すみません、もう一回言うてください。

委員長(重光俊則君)坂上委員。

委員(坂上巳生男君)どちらもありですかね。

委員長(重光俊則君) 1番目です。しつけによる体罰は要らないというのは、体罰によるしつけは要らないというのがわかりやすいんではないかということです。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)もう一度言います。すみません。

しつけによる体罰は要らないという、そういう言い方がどこかでずっと普遍化しているというか、 しつけによる体罰は要らないという標語みたいなものがあちこちで出回っているんであれば、それ はそれでいいんですけれども、何か、しつけによる体罰というよりも体罰によるしつけのほうが日 本語として自然なのかなという気がしたんです。その辺はどうかなと思いまして。

委員長(重光俊則君)どうでしょうか。

今、事務局長から参考文書として、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律案の概要で、まず一番上に「親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。」という、ちょっと長いあれですが、「児童福祉施設の長等についても同様とする。」という説明文があるんです。しつけによる体罰、しつけに際して体罰は要らない。確かに、体罰によるしつけ、あるいはしつけに際して体罰を加えてはならないというのがこの法律案の概要の説明書なんですけどね。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) そこから多分来ていると思うんですけれども、しつけに際して体罰……。

委員長(重光俊則君)確かに、しつけによる体罰となるとちょっとおかしいかな。渡辺委員。

- 委員(渡辺豊子君) しつけと称して体罰をしているというところからしつけによる体罰というふうになっているかと思うんです。そういう意味で、内容は別に変わらないと思いますので、このままでも別に意味としてはわかることかと思いますので、このままでご理解いただけたらと思います。
- 委員長(重光俊則君) いかがでしょうか。「しつけによる体罰」というのはやっぱりちょっと不自然ですよね。渡辺委員。
- 委員(渡辺豊子君)そしたら、「よる」は消してください。「しつけに体罰は要らない」、それでいい ですか。
- 委員長(重光俊則君)しつけに体罰は要らない。わかりました。

今、渡辺委員のほうから、原稿を「しつけによる体罰は要らない」じゃなしに「しつけに体罰は 要らない」という認識という訂正が出されましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ほ かにありませんか。

(「なし」の声あり)

意見はないようですので、本意見書については全員賛成ということで、全会一致で追加議案として上程することといたします。

それでは、文言の修正をまとめますが、第1項目の「しつけによる体罰は要らない」という原案 を「しつけに体罰は要らない」という訂正をして、追加議案として上程いたします。

次に、2件目の加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設を求める意見書(案)について ご意見を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)この内容というんですか、一般質問の中でも江川議員がおっしゃっていて、本当に 難聴の方の補聴器の高額なというところ、本当に何とかできたらなというのは思います。軽度難聴 と高度や重度については障がいに当たるので補助制度はありますが、中等度の難聴につきましては 補助がないというところかと思いますが、今、超高齢化社会になってきている中でこの補助制度を 創設したときにたくさんの方が必要になってくるというところにおきまして、ちょっと調べさせて いただきましたら、国会のほうでも共産党の議員が質問されて、要望されていた議事録がありました。全くこのとおりの内容だったんですけれども、そのときに国のほうの答弁としましては、必要ということは理解できるというところなんですけれども、やっぱり補聴器自体が高いというところが問題じゃないかというところで、購入しやすい価格に設定できていたらなという答弁になっていたかと思うんです。だから、そのために補聴器に関する研究開発、そちらのほうに国がお金を投資して、各企業でもう少し低価格で補聴器を製造し、そしてそれを一般の方たちも、そういった高齢者の方、年金で生活されている方も購入しやすい価格に持っていけるようにすることのほうが一応高齢化に対応できる体制ではないかというような、何かそういったところに税制支援をしていくというような答弁があったと思うんです。だから、そういう内容にやっぱりなるほどというふうに思いました。

ですので、この意見書はこうじゃなくて、そういったもう少し低価格で補聴器が購入できるように、国のほうとしてはそちらの研究開発に支援をして、本当に高齢者の方が買いやすくできる環境を整備してほしいという、そういった意見書にしていただいたら賛成できるかなというふうに私自身としては思います。

委員長(重光俊則君)渡辺委員が意見を述べられましたが、意見はございますか。ほかにありませんか。 (「なし」の声あり)

それでは、今の渡辺委員のほうから現状のままではちょっと賛成しかねるということで、国会でのやりとりにもありました研究開発を急いで手に入りやすい補聴器にしたらどうかという意見がありまして、本意見書とは異なりますので意見が一致しないということで、上程しないことにいたしますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、本件は上程しないことにいたします。

次に、3件目の日米地位協定の見直しを求める意見書(案)について、ご意見等を承ります。意 見等はありませんか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)まずはお聞きしたいんですが、今回これ、全国知事会で全会一致で可決した内容というところのものですので、日米地位協定の見直しを求める意見書というところは、全国知事会で全会一致で採択されているので反対するものではないんですけれども、ただ、お尋ねしたいところと文言の修正をしていただきたいところがあります。

まずは、全国知事会では一応要望が4項目になっていて、今回、この意見書としては3項目しか上げられていないんですが、その中のまず最初の上げておられる1項目めのところにつきまして、「米軍が関係する事件や事故時の自治体関係者による調査を可能にするよう、明記すること」となっているんですけれども、ここのところ、原文では「航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員」、関係者じゃなくて「自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」となっているんです。調査を可能にすることを明記するというんじゃなくて、立ち入りの保障などを明記することとなっているんですが、ちょっとその辺の違い等を説明していただけたらと思います。

委員長(重光俊則君)説明できますか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)基本的には全国知事会の提言の内容と同じだと思うんですけれども、全国知事会の提言の中身も、私もインターネットで調べておりますけれども、この意見書は既に同様のタイトルの意見書が可決された他の自治体の意見書を参考にして書いているものでして、全国知事会の提言の4項目のほうがより詳細に明記しているというふうな形かなと思います。基本的にはそう大きく違いはないと思うんです。

全国知事会のほうは4項目あって、この意見書のほうは3項目なんです。だから、私のほうで提案させていただいた1項目めが全国知事会の提言の1項目、2項目に書かれた内容を統合していると、そういうふうな内容になっているのかなというふうな気はしますけれども、文言としては、日

米地位協定を抜本的に見直すという部分が全国知事会のほうでは第2項目のほうに入っており、自 治体関係者の調査の立ち入りといったことも全国知事会のほうでは第2項目のほうで入っておりま す。だから、訓練等にかかわる情報提供とか、そういったかなり具体的詳細な部分についての記述 をこの意見書のほうでは省いていると、そういうふうな形になっております。

- 委員長(重光俊則君) それでは、この文言はそのままでいきたいということですか。それとも、渡辺委員からあった文言に一部修正をするということ、どちらの意見でしょうか。原文のままでいくということですか。坂上巳生男委員。
- 委員(坂上巳生男君)渡辺委員のおっしゃったのは修正提案ということでしょうか。どこをどう訂正するという、具体的におっしゃっていただいたらあれですけども。

委員長(重光俊則君)渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) 私は、修正を今言ったんではなくて、意味がどう違うのかという違いを聞いたんです。全国知事会のほうでは「自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」となっているんですが、事故等あったときにね。でも、この意見書は「自治体関係者」になっているんですよ。「自治体関係者による調査を可能にするよう、明記すること」というのと、ちょっと意味が違うので、どう違うのかなというところの違いがわかれば教えていただきたいなと思ったんです。

自治体職員というのと自治体関係者というのもまた違いますよね。自分は自治体の関係者やというところで調査に入れるのかというところと、自治体職員が立ち入りできるように保障するというのとまた違うかと思うんで、その辺のところが違うんじゃないかなと思って質問させていただきました。

委員長(重光俊則君)今の質問に対しての説明をお願いします。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)この意見書では、自治体関係者というのは自治体職員というふうに置きかえても 同じかなと思いますけれども、何でしたらここは自治体職員と置きかえてもいいと思います。

全国知事会のほうでは「自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」というふうに、より具体的な表記の仕方になっているんですけれども、この意見書のほうでは「自治体関係者による調査を可能にするよう、明記する」と。だから、内容的には同じことだというふうに認識しております。自治体関係者というのは、これは自治体職員のことを指しているわけなんですが、より明確にするという意味では自治体職員というふうに書きかえてもいいかなと思います。

委員長(重光俊則君)自治体関係者を自治体職員に変更してもよいということですね。坂上巳生男委員。 委員(坂上巳生男君)はい。

委員長(重光俊則君)渡辺委員、いかがでしょうか。

委員(渡辺豊子君)わかりました。違うんじゃなくて同じ意味というんでしたら別にあれですが、職員 にしたほうが、漠然としていますのでね、関係者というのは。私は関係者やというふうなところの ものについては、やっぱり職員としたほうがいいかなというふうに思います。

あとは一緒の意味ということですね。立ち入りについても、また調査を可能にするというのも、 立ち入りの保障というのも同じ意味ということで理解させてもらっていいですか。わかりました。 では、ちょっと1点だけ、うちのほうが文言の修正をお願いしたいところは、1番の「日米地位 協定を抜本的に」という「抜本的に」を省いてもらいたいんです。「日米地位協定を見直し」にし ていただけたらというところでお願いしたいと思います。抜本的というたら根本的に全てという感 じにとられますので、日米地位協定を見直しというふうにしていただけたらと思います。

委員長(重光俊則君)今のご意見に対していかがでしょうか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) それにつきましては、全国知事会の提言が「日米地位協定を抜本的に見直し」というふうになっておるんです。私としてはそのほうがいいとは思うんですが、公明党の渡辺議員が 抜本的にということ、そこを省いたら賛成したいんだけれどもとおっしゃるんでしたら、省いても いいかと思います。

委員長(重光俊則君)それでは、文言の修正をまとめていただけますか。議会事務局長。

- 議会事務局長(藤原伸彦君)そしたら、意見書の1点目の「日米地域協定を抜本的に見直し」の「抜本的に」を削除し、「日米地位協定を見直し」に改め、そして条文の最後の「自治体関係者」を「自治体職員」に改めるという2点の修正で確認させていただきたいと思います。
- 委員長(重光俊則君)ただいま修正の説明がありましたが、本件はそのように修正して、追加議案として上程することでよろしいですか。矢野委員。
- 委員(矢野正憲君)ちょっとすみません。1番になります。「自治体職員による調査を可能にする」というような文言修正がありましたが、日米地位協定はそもそも調査権というのはないのかなというふうに思っているんです。だから、全国知事会のやつは立ち入りをできるようにというような少しやわらかい文言にされているのかなというふうに感じておりますので、調査を可能にするということは調査権に及んでいるような形になっていますので、その辺をもう少し考えたほうがいいのかなというふうに思います。知事会の書いているような形のほうがいいのかなというようなことは思います。
- 委員長(重光俊則君)矢野委員から、自治体関係者による調査は、そこまでは言えないのではないかということなんですが、それに関して意見ございますか。坂上巳生男委員。
- 委員(坂上巳生男君) それを可能にするということが地位協定を見直すということだと思うんです。だから、全国知事会の文言の中にも「自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障など」ということは、それはまさに調査ということを具体的に表現しただけであって、だから現在の地位協定のままではそういう「自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障」ということは、それは当然できない状態になっているわけであって、だからそれは、調査という言葉を使おうと使うまいと、実質的には日米地位協定を見直さないことにはそれはできないということでは同じことだと思います。今の意見書の文言のままにしておくのも、あるいは全国知事会の「自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障」という表現にしたとしても、実質的には同じことだと私は思いますが。

委員長(重光俊則君)矢野委員。

委員(矢野正憲君)一般的に地域協定というのは、自国の軍隊じゃないところが他国に駐留するために 地位協定というのは結んでいるというふうに認識をしていて、日本だけじゃなくてドイツや韓国等 でも地域協定を結んでおるというように認識しています。その中で調査権というような形が及ぶの か及ばないのかというような形で、及んでいないから調査を可能にするというような文言にしたほうがいいというふうな話でありましたけれども、ある一定、知事会のほうではこれをもむときにい ろんな知恵が出たんだろうなというふうに認識をします。 であればそういうふうな文言にしたほうがいいのかなというふうな思いを持つもので、そういうふうな発言をさせていただいたというふう に理解をしていただければありがたいと思います。

調査というよりも、少し先ほど坂上巳生男委員は具体的にとおっしゃっていましたが、そっちのほうの文言修正が可能であればそちらのほうにしていただければなというふうに思います。

委員長 (重光俊則君) 坂上巳生男委員。

- 委員(坂上巳生男君) 矢野委員がそうすれば賛成できるとおっしゃるんであれば、それは別にいいと思います。実質的な内容は変わらないと思いますので、したがって「日米地位協定を見直し」というふうに修正し「自治体職員」というふうに見直して、なおかつその後の文言は、結局「自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」というふうに、全国知事会の文書はここにありますので、それはまた後で事務局に見ていただいて、こういう文言に修正していただいて構わないと思います。
- 委員長(重光俊則君)それでは、第1項目の訂正の最終案文を坂上巳生男委員、読んでいただけません か。
- 委員(坂上巳生男君) そしたら、もう一度修正した形で提案させていただきますと、1として「日米地位協定を見直し、米軍が関係する事件や事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」、それでよろしいでしょうか。

委員長(重光俊則君)第1項目の最終提案ですが、渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)すみません。今言う全国知事会の文言では、その間に「航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故等の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」とあるんですけれど、最初の頭の「航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させること」というのはもう入れなくていいということですか。

委員長 (重光俊則君) 坂上委員。

委員(坂上巳生男君)何でしたらそれも入れましょうか。意見書としても簡略なほうがいいかなと思ってこういうふうにしていたんですけれども、その部分も重要かなと思いますので、そうしましたら「日米地位協定を見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや」、知事会の文章では「事件・事故時の」となっておりますけれども、「事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」。基本、全国知事会の第2項目の文書をそのまま適用して「抜本的に」という部分だけを抜くと、そういう形になりますけれども、そういう形でもう一度朗読させていただきますと、「日米地位協定を見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」という形に修正いたしましょうか。

委員長(重光俊則君) 今、坂上委員のほうから全国知事会の提言内容に合わせるというご意見がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

矢野委員、よろしいですか。

委員 (矢野正憲君) 結構です。

委員長(重光俊則君)それでは、今、最終的に第1項目は全国知事会からの提言と同じ文章にするとい う修正を行いまして、追加議案として上程することといたします。

次に、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について、次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和元年6月定例会閉会から令和元年9月定例会から開会までの間、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

以上で、令和元年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしました。

ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、6月21日に配付予定となっております。ご協力ありがとうご ざいました。

(「14時06分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

重光俊則

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 令和元年6月20日(木曜)招集 場 熊取町役場北館3階大会議室 所 出席委員 委 員 長 浦川佳浩 副委員長 河 合 弘 樹 委 員 大 林 隆 昭 委 員 田 中豊一 委 員 重 光 俊 則 委 員 辺 豊 子 渡 上 巳生男 委 昌 坂 長 矢 野 正憲 議 欠席委員 なし 説明員 町 長 藤原敏司 副 町 長 中 尾清彦 教 育 長 勘六野 朗 総合政策部長 南 和仁 総合政策部理事 総合政策部理事 明 松 大 介 東 野 秀 毅 兼財政課長 総務部理事 利 総務部長 林 秀 阪 上 童 住民部長 巖 根晃 哉 健康福祉部長 山本雅隆 健康福祉部理事 山本浩 義 健康福祉部理事 木村直義 阪 上 敦 司 都市整備部長 矢 部 義 雄 都市整備部理事 会計管理者 都市整備部理事 大 西 宏 中 谷 ゆかり 兼会計課長 山戸 上下水道部長 實 教育次長 貝 口 良 夫 教育委員会 教育委員会 吉 田 茂 昭 林 栄津子 事務局統括理事 事務局理事 教育委員会 野 津 恵 企画経営課長 橘 和彦 事務局理事 情報政策課長 添全弘 総務課参事 井口雅和 浦 健康・いきいき 人 事 課 長 端秀 明 石川節子 渞 高 齢 課 長 障がい福祉課長 原孝 課長 野 美 保育 阪 上高 寛 まちづくり 馬 場 高 章 道路課長 山原栄次 計 画 課 長 水とみどり課長 学校教育課長 庭 瀬義 浩 松浪敬一 図書館長 田貴 子 原 紹介議員 文 野 慎 治 請 願 者 佐 竹 利 梅田康雄 事 務 局 議会事務局長 藤原伸 彦 書 記 藤原孝二

付議審査事件

請願第2号 "防災元年"における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する 請願

議案第36号 工事請負契約の締結について(中央保育所大規模改修工事)

議案第37号 工事請負契約の締結について(長池オアシス公園施設更新工事(31-1))

議案第38号 令和元年度熊取町一般会計補正予算(第4号)

委員長 (浦川佳浩君) 皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文

(「10時00分」開会)

委員長(浦川佳浩君)なお、発言される方は必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。 それでは、付託審査事件の請願第2号 "防災元年"における「高齢者・障がいのある方に優しい 災害対策の推進」に関する請願の件を議題とし、審議を行います。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要領の規定により、請願の趣旨説明等のため、 請願代表者が出席及び紹介議員が同席されております。

まず、請願代表者に請願の趣旨説明を行っていただきます。

なお、趣旨説明の時間は10分となっております。10分経過時点で中止していただきますので、よろしくお願いいたします。請願代表者さん。

請願代表者(佐竹利一君)希望が丘の防災担当をやっております佐竹でございます。よろしくお願いします。こちらは会長の梅田でございます。よろしくお願いします。

請願代表者(梅田康雄君)梅田です。よろしくお願いします。

請願代表者(佐竹利一君)それでは、我々が請願を出さなければならなかった理由にちょっと触れます。 お手元の資料の4ページ、これを見てくれますか。カラーで行っていると思いますけれども、これを見て皆さんどう思いますか。手すりもないんですよ。トイレは地面に置いたまま、物すごく不安定なんですよ。これを見たときに、これがやっぱり熊取町の現在の防災対策なんですよ。僕、トイレの数さえそろえればええという、本当にお役所仕事の最たるものだと私は思います。

ことし1,900万円の防災対策事業費というのがついたんですよ。これを見て私は期待半分、不安半分なんですよ。今までと同じような方針でやると高齢者、障がい者の方は取り残されるおそれがある。ところが、我々は力がないんですよ。力があるのは皆さん方です。皆さん方は住民の代表ですから。

そこで、熊取町の災害対策の実態を知っていただいて、皆さん方が行政に対するアプローチをやっていただきたい。我々が行政にお願いしますと言っても行政は受け付けてくれないんですよ。そういうことでこの請願書を出しましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、本題に移ります。

請願で5つの項目を出しておりますけれども、ここに熊取町地域防災計画というのがあります。 これ、皆さんご存じのとおり、田中議員と大林議員、もしこれをご存じなければ危機管理課に行け ばこれをもらえますから、ぜひもらってお目を通していただきたい。よろしくお願いします。

まず、1点目は手すりを設置する等高齢者等に優しいトイレの導入について、こんなレベルの低い話をするのが私は非常に情けないんですけれども、トイレの数とトイレの質なんですよ、これ。まずトイレの数について、熊取町議会答弁で話されたことをちょっと紹介します。平成28年6月議会、ここで質問しております。現在の数では心配です、男性と女性では使用頻度も異なる、トイレを控えることがエコノミークラス症候群につながるし死亡につながることがあるので、快適なトイレ環境を確保することが命を守ることになるのではないですかという質問です。

これに対する熊取町の貝口企画部長の答弁ですけれども、簡易トイレの設置基準は100人に1基です、熊取町の被災者は3,245人の想定です、33基でいいところを1割増して36基としております、したがって大丈夫ですと。最後に、被災者への配慮の重要性というのは改めて認識いたしましたので、貴重なご意見として受けとめさせていただきますと。全く役人の優等生な答弁です。同じことを平成30年の3月議会で質問しております、全然改善はされておりませんけども。

これの問題点があるんですよ。平成28年4月に内閣府から、避難所におけるトイレの確保、管理ガイドラインが出ております。これは、50人に1基のトイレを用意しなさいと、それが望ましいというガイドラインです。ガイドラインですから、恐らく守る必要がないということでスルーをした

と思います。

それで、100人に1基のトイレでいけるかという問題です。熊取町の職員が何ぼおるか知りませんけれども、500人とした場合に、そしたら5つのトイレで1回実験をやってほしい。5つのトイレだけ生かしておいて、あとは全部閉鎖して、どうなるかを実験してほしい。そうしたらよくわかるのではなかろうかと思います。

次、電動トイレの導入です。これ、5ページの資料を見てもらえればわかります。これは熊本県の益城町、物すごく被害が甚大なところです。このときに、支援とかをいただいて電動トイレ5つ、洋式トイレ10個、合計15個、収容人員が571人ですけれども、1人当たりに割るとトイレ1基に38人、だから非常にトイレに関する苦情はなかったということです。

電動トイレの導入についていろいろ話をしますと、こういう返答が返ってきます。電動トイレは 震災があったら電気が来ないんだから使えないよという話。しかし、バッテリー式もあるわけです よ。それ以外でも発電機があれば運転できるわけです。そしたら、電動式とかバッテリー式トイレ は高いし、予算がないやろうという話ですよ。

我々が希望するのは、今現在、熊取町に先ほど言った簡易トイレは36個あるんです。36個を全部 電動式にかえてくれということではないんです。かえる必要はないんです。高齢者とか障がい者対 応のこういうトイレを、避難所が6個ありますから、そこに2つぐらい置けばそれでいいんですよ。 そうしたら12個でいいわけですよね。そういうことを考えていただきたい。それで、一度に購入で きなかったら複数年度で購入したらええんですよ。順番に、ことしはここ、ことしはここというこ とで、希望が丘は最後でいいですから。といいますのは、来年度予算で、希望が丘は電動式トイレ を2つ買うように計画しております。購入しましたらまたご案内を差し上げますから、ぜひ見に来 てください。

次、2番目です。防疫・衛生等の備蓄品が計上されていないので、備蓄品の再チェックの徹底、 これ、6ページにあるんですけれども、もう説明しません。見たらわかりますから。

3番目、車椅子の利用ができないので、避難所1人当たりの生活面積の見直し、これは7ページを見てください。阪神・淡路大震災です。ところが、熊取町の設定では1人当たり1.6平方メートルなんです。畳1枚分、これしかないんです。もう詰め込みですよ。今まで阪神・淡路大震災があって東日本があって、そういう経験が全くなされていない。それについては、ここにまちぐるみ支援制度があります。これにも載っております、スペースをとりなさいというのは。整合性がとれていない、いわゆる縦割り行政ですからね。そういうことでお願いします。

4番目、熊取町・学校・自治会の3者会議の開催、これはもうこのとおり、やってもらわないと マニュアルができないということです。

最後ですけれども、避難行動要支援者個別計画策定率の向上について、これ、私は1人で避難できませんから助けてくださいというのがこのプランです。皆さん方、一度自分の自治会の会長と会ってください。そして個別計画をつくっているかどうか確認してください。個別計画をつくっていなければ、どこに問題点があるのかということを出して、熊取町の担当者の方と協議してください。問題点はわかっておるんですよ。支援者がいないんです。なり手がないんです。なり手がなかったらどうするかということを考えなあかんのです。

それともう一つは、個別計画が策定されておっても、果たしてそれが運用できるかどうか、どのようにして運用するんだということを見きわめないと、はいつくりました、それだけではだめなんです。本当にそれが動くことができるかどうかということをひとつ、皆さん方はお忙しいと思いますけれども、自治会長と会ってこの実態を把握していただきたいなと、こういうことでございます。

もう時間がありませんのでこれで終わりたいと思いますけれども、本当に今、町長はずっと回って防災元年についていろいろ話をされています。我が希望が丘のほうは30日ですけれども、ということで、皆さんを頼りにしていますから、よろしくお願いします。

以上です。

委員長(浦川佳浩君)以上で、請願代表者からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願代表者及び紹介議員への質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員(重光俊則君)今ご説明いただきましたけれども、災害が発生したときにどう対応できるかというのは熊取町全体でマニュアルの整備もできていないし、町自体もまだマニュアルを公開できていない状態にありますよね。そういうのをできるだけ佐竹さんなんかも中心になってマニュアル整備を進めるようにというので言われているので、議員全体もそのマニュアルを整備していかなあかんということと、それから、避難所の運営についてどうしていくかというのは、それぞれの避難所をどう想定してやるかというのもマニュアルの中でやらないといけないので、そのときの問題点、希望が丘とかニュータウンはもうモデル訓練をやられて、実際の問題点を体感できるようなことをもうされていますよね。まだほかのところはできていないんですけれども、そういうので希望が丘が一歩進んでいるところをできるだけ早くモデル化するというので、そういう防災マニュアルの作成と実際の避難所運営をどうするかというのは早急にしないといけないというのは、議員全員意識を持っていると思います。

あと、避難所に何人どこに入れてトイレをどう確保するかについて、今ある既設の体育館のトイレがどれだけ使用できるか、学校のトイレがどれぐらい使用できるか、それ以外に、今言う特にグラウンドで避難地を確保した場合などはそういうのが必要になると思いますし、今、何人収容してということで収容面積が足らないかというあたりが、希望が丘の場合、想定のことなんですが、6地区で体育館の中を割られて、これはモデルのあれですから、大体どういう想定でこのときは何人ぐらい収容できるという感じなんでしょうか。

委員長 (浦川佳浩君) 請願代表者さん。

請願代表者(佐竹利一君) それは図上訓練なんですよ。図上訓練をやりまして、熊取町の設定では360人なんですよ、ぎゅうぎゅう詰めして。それをすると半分よりちょっと、200何ぼぐらいじゃないかなと私は思いますけれど、細かい計算は私はしておりません。

それと、先ほどのマニュアルは、実はいろいろ我々もつくっておるんです。これはつくりかけなんですよ。ところが、3者会議をやっていませんので学校のどこを使っていいのかわからないんですよ。例えばトイレにしたら、洋式化されている学校があるんですよ。希望が丘なんかは洋式化されていますからね。そうすると、熊取町の変なトイレなんか要らないんです。洋式化トイレを使ったらいいんです。そういうのは全部ガイドラインに書いておるんですよ。だから、ガイドラインさえ読めばこんなしようもないものは要らんわけです。ただし、和式のトイレの学校はこういうのが要るんですよ。だから、早く3者会議を開いて、どこのトイレを使えますよ、教室はどこにしますよということを決めてもらわないと全然できないということなんです。

委員長(浦川佳浩君)請願代表者さん。

請願代表者(梅田康雄君)学校と行政と自治会と、この3者会議が早急に必要とされているということ なんです。

委員長(浦川佳浩君)重光委員。

委員(重光俊則君) 今おっしゃるように、その施設自体をどう使うのかということと、学校と町と自治会とで実際に具体的に話し合いをして、すぐどう使えるかはわかりませんけれど、そういうテーマを学校側に考えてもらって、それをまとめてもらって、それで3者で会議ができるような状態を早くつくらないかんです。これもマニュアルの整備の一環だと思うんですよ。できるだけそこを急いで、スピードアップして、それをやる中でこれもやっていってもらわないといけないと思っていますので、議員は頑張りたいと。マニュアルの整備と公開と、その問題点の調整をするために尽力したいと思っております。

委員長(浦川佳浩君)請願代表者さん。

請願代表者(佐竹利一君)マニュアル作成については議会で質問しておるんですよ。議会で、何年前か 忘れましたけれど、熊取町が先生になって自治会は生徒として、熊取町はしっかり先生という立場 でマニュアルをつくるようにせなあかんの違いますかと議会で質問しておるんですよ。ええこと言うなと思うて、もうそのまま。それは、3月の議会で文野議員が5年おくれていると、京田辺市とかいろんな進んだところのマニュアルをとってきたらええやないかという話をした。まさにそれなんですよ。

僕は、これ希望が丘だけのマニュアルを今つくっておるんですけれど、これはまだ決裁をもらっていないから、これをつくるのに2年間かかっていますよ、2年間。それで、避難所運営マニュアルをつくる、これも2年間ずっとかかっておるんです、一向にできやんけどね。というような状況です。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員(重光俊則君)もう一点だけ、備蓄品がリストアップされているんですけれども、これと学校と協議せなあかんのですが、これは防災用で備蓄しているというよりも、日常的に学校として体育館等に備えておくべきというか、校務用に備えておくべきものもあるんで、その辺も学校との協議をして、少なくともこういうものがあるようにせなあかんというような捉え方でいいんでしょうか。

委員長 (浦川佳浩君) 請願代表者さん。

請願代表者(佐竹利一君)別添資料の6ページに不足備蓄品と書いておりますけれども、私の個人的な見解では衛生関係、そして4番目の避難所開設に伴う必要品等は一つのボックスに入れておこうと思うておるんです。そして、それを体育館に置いておくのか防災倉庫に置いておくのか、これはまたこれからの協議になりますけれども、まとめて置いておかないと、震災があったといったときに、ある場所を住民に徹底しておかなあきませんのでね。マニュアルの中にも、震災があったらこのボックスの中を出せと、そこに指令書が入っていますからということを書いています。だから、その中に衛生道具も全部置いておくというのが僕は一番ええんじゃなかろうかなと、そういうふうに感じています。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で請願代表者及び紹介議員への質疑を終わります。

それでは、本請願の取り扱いについて各委員のご意見並びにご質問を賜ります。ご意見・ご質問 はありませんか。渡辺委員。

委員 (渡辺豊子君) おはようございます。

本当に貴重な請願を出していただいたかなというふうに思っております。災害に遭ったときの避難所という形で、町としても自主防災組織を立ち上げてという形で進めているんですが、避難所のあり方というところで、私たちもトイレにつきましてはマンホールトイレとかそういったものの要望とかもしてきたわけなんですけれども、なかなかそういった整備については前向きなお答えとかはいただいていないんです。その中で、今このように手すりを、簡易トイレの数だけではなくて、本当に高齢者や障がい者の方に必要なんだという、本当にこれは重要な視点やなということをすごく感じました。そういったこともしっかりとまた要望していかないといけないなというふうに思いました。

また、先ほどもちょっとお話がありましたが、町と自主防災組織を立ち上げたその後、連絡協議会等で協議していると言っていますが、実際、避難所となる学校関係者が入っての協議というのも本当にできていないん違うかなというご指摘、そのとおりで、3者会議の早期開催、本当にこれ、やっぱりそこの学校の責任者が入って、避難所となる学校の学校関係者がそこにおれへんかったら学校を自由に使えていけないというところで、いざというときにはスタッフとして入ってくれるんかと思うんですが、その事前の協議というものもやっぱり必要かなというふうに感じました。

避難行動要支援者個別計画につきましても、私たちも質問等しておりまして、なかなか進んでいない。それも、やっぱり個別計画を立ててほしいということをみずから名乗り出るというか、そういう方がなかなかいなくてというところで、これも自治会によって温度差があります、できている

ところとできないところがあるというところで。先ほど指摘がありましたように支援者がいないというところ、実際に、いざそうなったときにどうやってその方を救助していくのかという問題、そういったことも本当におっしゃるとおりですので、一番そういった救わないといけない方がなかなかみずから自治会に自分の情報を出したくないというか、そういう方もいらっしゃるし、そういうところで自治会としても悶々とするところもあるかと思うんです。

そういったこともしっかりと、やっぱりどんなふうに進めていくべきかというところがそれぞれ難しいかなというふうに思うんですが、訪問しながら情報交換していけるような体制をとっていかないといけないということを思いまして、ご指摘いただいた5点は本当にしっかり取り組んでいかなければいけない視点やというふうに感じました。本当にありがとうございます。頑張っていきたいと思います。

委員長(浦川佳浩君)重光委員。

委員(重光俊則君) 今お聞きしまして、特に今マニュアルを整備せないかんとかいろんな避難者のサポートをするとかいうので、町はやりますとは言っているけれども、タイムスケジュールを示さないのが熊取町の特徴なんです。やります、やります、いつまでにするというのは言えていないんで、これはできるだけ早急に、今年度どこまでやるんやというのを明確に出してもらわなあかんと思っています。そういう観点で、個々の問題点の整備と、それから町、学校、自治会との協働で実施する内容をレベルアップするということで、町がどういうタイムスケジュールでやるんやということを明確に出してもらうようにお聞きしていきたいと思います。

委員長(浦川佳浩君)請願代表者さん。

請願代表者(佐竹利一君)マニュアル作成委員会は6月28日に第1回目が開催されます、ここでね。私 もマニュアルの作成委員なんです。そやけど、私は全然期待していないです、はっきり言うて。熊 取町がどのような資料、どのようなタイムスケジュールを出してくるか楽しみにして、もしあかん なんだら私はもう帰るつもりにしています。

それともう一つ、すみません。個別計画の話で、普通は向こう三軒両隣なんですよ。ところがなかなか支援者ができない。しかし、できないから遠いところの人をお願いするわけにもいかないですよね。そうしたらどうするんやと、これも私の考え方ですけれども、班長がおるんですよ、うちの場合は。班長に支援者がわりになってもらう、あるいは自治会の役員に支援者がわりになってもらう、それはこれに書いておるんです。ここに、近隣の安否確認の中にこういったことを入れておるんです。個別計画以外の役員も安否確認してくださいよということで入れておる。

だから、マニュアルというのはぐだぐだ書いてもだめなんですよ。ワンペーパーでいかな、マニュアルというのは。ワンペーパーを住民に出して、説明せなわからんマニュアルはだめなんです。これを見て、はいわかりました、それで合格点です。

そういうことですから、先ほどの話も、支援者がなかったらないような方法を考えたらいいんです。それは、熊取町の主担課がどう考えているかわかりませんけれど、一応お話をして、もし支援者がいなければそういう方向で私がやります、もし地震があったときに助けなあきませんから。ということです。

委員長(浦川佳浩君)他にありませんか。田中豊一委員。

委員(田中豊一君)日ごろの取り組みありがとうございます。いろいろ参考にさせていただきます。

それと、今、重光委員からもお話があったスケジュールというのは非常に大事やと思います。私は長いこと行政でおりましたので、町の進め方というのは一応知っているつもりなんですけれども、やはりお金のかかるものとかからないものもあると思うんで、早急に取り組めるもの、これはいろいる計画だとかマニュアルづくりだとかそういうものと、例えば7ページに出ている6項目の中でエアコンとかというのは、隣の泉佐野市の取り組みが最近の補正予算で出ていましたし、大阪府の高等学校は昨年から、これは夏が暑いからという意味が多いと思うんですけれども、エアコンをつけるという取り組みを何カ年の計画で進めていると聞いていますので、こういうのをやろうと思っ

たらやっぱり調査をして、キュービクルとか電力の状況とかいろいろエアコンの能力とか、そうい うことを調べてからでないとなかなかできないと思います。

また、例えば小学校5カ所を一度にするというのはなかなか難しいと思うんで、こういうふうな 実施計画、財政計画をちゃんと立ててもらって、もうお金が要るものはそういう順番的にやってい くというようなことと、あとそうでない、いろいろなマニュアルの見直しとか3者協議だとかそう いうものは、やっぱり今言われているのは現場の声ですので、一番住民の声なんで、そういうとこ ろを注視していただいて進めるように我々も努力したいなと思っています。

それと、この6月28日、たしか小谷の本田さんが委員長ということで進められると聞いているんですけれども、その中でも住民の声ということで進められるように努力していただいて、やっぱり両方から攻めていかないとなかなか実現しないなと思いますので、こういう資料については我々も肝に銘じて進めたいと思います。

きょうは、資料は見ていましたけれども、生の声を聞かせていただいてよくわかりましたので、 ありがとうございました。

委員長(浦川佳浩君)他にありませんか。

(「なし」の声あり)

意見・質問なしと認めます。以上で意見・質問を終わります。

それでは、本請願について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、請願第2号 "防災元年"における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する請願の件を採決いたします。

本請願を採択すべきものとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択すべきものとすることに決定しました。

以上で、請願第2号の審議を終了いたします。

ここで、請願代表者及び紹介議員には退席をお願いします。

なお、町職員の説明員が入室の間、しばらくの間休憩いたします。

(「10時29分」から「10時38分」まで休憩)

委員長(浦川佳浩君)休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

なお、発言される方は必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る6月13日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案3件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君)補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

委員長(浦川佳浩君)補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(浦川佳浩君)初めに、議案第36号 工事請負契約の締結について(中央保育所大規模改修工事)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)それでは、工事請負契約の締結の中央保育所大規模改修工事についてお尋ねいた します。

指名競争入札による契約ということなんですが、1億306万3,400円ということで、熊取町の入札のそういう取り決めでは金額的にどのラインを超えると制限付一般競争入札になると、そういう取り決めがあったかと思います。そのラインというのは、金額は幾らだったでしょうか。

委員長(浦川佳浩君)井口総務課参事。

総務課参事(井口雅和君)入札の件でございますが、建築一式工事につきまして1億5,000万円以上であれば制限付一般競争入札を行います。それ以下でございますと指名競争入札を行います。ちなみに、土木工事並びに水道工事につきましては1億円を超えるものを制限付一般競争入札で執行いたしております。

以上です。

委員長(浦川佳浩君)坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)わかりました。そうしますと、今回の大規模改修工事については1億5,000万円が制限付一般競争入札にする、そういうラインだということですよね。1億5,000万円とか1億円という基準のときには、それは税込みの価格なのか、その辺はどうなんでしょうか。

委員長 (浦川佳浩君) 井口総務課参事。

総務課参事(井口雅和君) そちらについては、税を含んだ形での設計金額により規定をいたしております。

以上です。

委員長(浦川佳浩君)坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)わかりました。今回の場合は、その規定によって指名競争入札で行ったということですね。

この工事の契約の相手方の株式会社アビスという、余り聞いたことのない名前なんですけれど、 これは完全な町外業者なのか、あるいは町内に事業所、営業所がある業者なのか、その辺はいかが ですか。

委員長(浦川佳浩君)井口総務課参事。

総務課参事(井口雅和君)今回の落札者であります株式会社アビスにつきましては、泉佐野市に本店を 置く町外業者でございます。

以上です。

委員長(浦川佳浩君)坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)わかりました。

この工事は一定の時間がかかるかと思うんですが、工事の期間中の保育に関する影響とか、それに対する保育を安全にとり行うに当たっての対策とか、その辺はどうなっておりますか。

委員長 (浦川佳浩君) 阪上保育課長。

保育課長(阪上高寛君)今回は建物を使用しながらの工事になります。あと、各保育室も順次改修を行っていくことになるため、遊戯室等も保育スペースとして活用しながら、また、休日の工事も含めて4工程で工事を行う予定でございます。

あと、工事期間中につきましては、子どもたちの午睡の時間帯は極力騒音が出ないような形で工事を行うとともに、また、朝夕の送迎の時間帯における工事車両等の通行には十分配慮しながら、警備員等も適宜配置して安全に工事を進めていく予定でございます。

あと、工事期間中の大きな行事、10月の運動会とか12月の生活発表会については、運動場の一部 を資材置き場、また遊戯室についても保育スペースとして活用していることから、煉瓦館を使用す る予定で考えてございます。

あと、保育所独自に工事の工程ごとにヒヤリハット研修を実施いたしまして、先生方における工 事期間中の危険箇所の認識の共有や対策を行う予定でございます。 以上です。

委員長 (浦川佳浩君) 坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)いろいろと対策を考えていただいているようですが、恐らく工事期間中は、保育を実施している時間中に工事関係の方々が保育所に出入りすると思うんです。ふだんですと保育所にはそう簡単には部外者が入れないと思うんですけれども、そういう保育時間中に工事関係者が出入りするということについての何らかの安全対策というか、そういうのは考えておられますか。

委員長 (浦川佳浩君) 答弁を求めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君) 先般、いろいろ不審者であるとかそういった形での対策ということでの 委員からのご質問かと思うんですけれども、工事期間中につきましては基本的には交通安全の警備 員が張りつくような形になってございますので、そこは一定、保育所の現場と連携しながら、委員 がご心配いただいている不審者対応、そういったところは再度改めて業者のほうと詰めていきたい というふうに考えてございます。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。河合委員。

委員(河合弘樹君)資料2-3なんですが、改修前の現状の右のほふく室の升目の部分なんですけれど、 これは現在、畳の部屋でいいんですか。

委員長 (浦川佳浩君) 阪上保育課長。

保育課長(阪上高寛君)部分的に畳を敷いているものでございます。

委員長(浦川佳浩君)河合委員。

委員(河合弘樹君) それでは、ここの畳の部屋と、そのほかにも2部屋畳の部屋があるんですが、改修 後にはなくなっているんです。そのなくす根拠というのは何なんですか。

委員長 (浦川佳浩君) 阪上保育課長。

保育課長(阪上高寛君) こちらのほうの畳につきましては、やはりすき間に細かいごみが入り込んだりすることによって不衛生になりやすいと。今回の工事で畳にかえて発泡複層ビニル床シート、いわゆる空気層を少し多く含んだやわらかいシートに変更することにしまして、掃除等もしやすく、また衛生的に維持管理できやすくするためになくすものでございます。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員(田中豊一君)先ほど坂上巳生男委員から工事中の安全とか防犯についてのお尋ねがありましたですけれども、その答弁の中で、秋の行事について煉瓦館でやるということで、その代替というんですか、そういう答弁があったんです。特に子どもたちが練習とかで煉瓦館のほうへ行く、また当日、保護者や周辺の方が来られる。煉瓦館等も混雑すると思いますので、保育現場の先生方だけじゃなしに役場のほうからも応援も出られて、特に交通安全、車の出入りがあると思うんで、そのあたり、いろんな交通事故とか悲惨な事故も起きていますので、特に注視してお願いしたいと思います。その対策について何か報告があればお聞きしたいんですけど。

委員長 (浦川佳浩君) 阪上保育課長。

保育課長(阪上高寛君)もちろん、現場だけでは人手が足りないという状況になりましたら、当然保育 課の職員も応援に駆けつけて誘導警備に立つなど、対策を練っていきたいと考えております。

委員長(浦川佳浩君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君) 今、田中委員のほうから先般の大変痛ましい事故を受けてということでのご質問でございますけれども、その点につきましても、うちも十分配慮した安全マニュアルというんですか、そういったのを作成しております。それでまた、移動に関しましても、大人数で移動するんではなくてできるだけ小人数で移動するといったような形をとってございますので、今、課長が答弁申しましたように、基本的には現場で保育士で対応していただくんですけれども、どうし

ても人員が不足するといった場合は保育課の職員からそういう安全、見守りということで応援はしたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員 (渡辺豊子君) 私のほうも、先ほど河合委員から資料 2 - 3 のところからの質問があったんですが、 私もその中身で説明していただきたいんですけれども、今回、大規模改修することによってトイレ をまず洋式化にしていただけるということはありがたいかと思います。これ、全てのトイレが洋式 になるというところですよね。それの確認と、そして上のほうにトイレがあるところが今度、改修 後、倉庫になっているんですけれども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

委員長(浦川佳浩君)阪上保育課長。

保育課長(阪上高寛君)トイレの洋式化についてなんですけれども、基本的には全て洋式化するんですが、一部、1カ所だけ前のまま残す部分がございます。その分については、資料2-4の改修後のちょうど真ん中ぐらいになります便所(5)というところで1基残しております。それは、家庭の事情等、和式等しか使えないというお子さんもいると思いますので、そういった子に配慮するため残しておるものでございます。

あと、1階のトイレの一部廃止の部分なんですけれども、こちらのほうは今現状一切使っていないということで、トイレも使わなければやっぱり傷むのも早いということなので、目的を倉庫に変えて今後使用していくといった形でございます。

委員長(浦川佳浩君)渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)わかりました。一切使っていないというのは何でかなというふうに思うんですが、 使っていないのであればそういうふうにしていったらいいかと思います。洋式化されることはいい ことやと思います。

2-2で屋根のほうなんですけれども、フッ素ガルバリウム鋼板葺きになるということで、カバー工法ということで上からかぶせるというふうな形になるかと思うんですが、暑くならないんですか。断熱材とかは入っているんでしょうか。その辺どうなんでしょうか。

委員長(浦川佳浩君)馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長(馬場高章君)資料に基づきまして、今現状のアスファルトルーフィングというシングルでふいているものを、今回、鋼製の屋根に変えさせていただきます。従前、従後で暑くならないかということに関しましては、基本的には暑くなることはないと思います。それから、この施設の屋根の形状的にも屋根裏を持っておりますので、そういう意味では直接表面温度の影響はないかというふうに考えております。

以上でございます。

委員長(浦川佳浩君)渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)わかりました。断熱材は別に入れなくても大丈夫というところですね。

もう二つ、安全対策のところのご意見等いろいろありましたが、今、行事のあるとき、イベントのあるときだけ煉瓦館を使用するということを言っておられて、体制をちゃんとするということだったんですけれども、ふだんの園庭についてはどうなのか。資材置き場になったとき、ふだん子どもたちはそこで遊んでいるかと思うんですけれども、園庭を使えないときによく園外保育で、先般もそういった園外保育のことでいろいろと事故等もあったんですが、そういった園外保育がふえるのかというところもちょっと気になるところなんです。その辺の安全対策とかはどういうふうに考えておられるんでしょうか。

委員長 (浦川佳浩君) 阪上保育課長。

保育課長(阪上高寛君)基本的には、園庭を丸々資材置き場にするのではなくて、端のほうに置くような形になっています。当然お子さんたちが入れないような形で封鎖はするんですけれども、ふだんの園内で遊ぶには特に支障はない広さがございますので、運動会等についてはやはり大きい、保護

者もたくさん来られるので、そういった場合についてのみ煉瓦館を使用するといった形で対応していくものでございます。

委員長(浦川佳浩君)渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) そしたら、園外保育がふえるということではないというところですね。あと、園外 保育についてはしっかりと、先ほどもありましたが、ヒヤリハット研修ですか、それを行いながら 安全対策を常にやっていただくということで、理解したいと思います。

工期を4工程に分けるということですが、どんなふうに分けるんですか、4工程というのは。 委員長(浦川佳浩君)馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長 (馬場高章君) お答えします。

全体の工事を基本的には3つに分けて、3つの時期で施工します。その間、保育室等の移動を順次行っていただきます。ただ、常にやっぱり使うエリアというのがございますので、そちらのほうは休日等園児のいない時間を利用して工事するということで、時期的な3つの工区と、それから休日施工のエリアというのに分けて4つという解釈でございます。

以上でございます。

委員長(浦川佳浩君)渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)わかりました。またしっかりと安全対策に気をつけてよろしくお願いしたいと思います。

今、こうやって大規模改修することで中央保育所につきましてはトイレの洋式化が、1つは和式を残してということですが、前進するわけなんですけれども、一応保育所についてのトイレの洋式化についても要望を受けております。もう東とか西と北は大規模改修を終わっておりますが、保育所のトイレの洋式化についてはどのように進めていくお考えなんでしょうか。

委員長 (浦川佳浩君) 阪上保育課長。

保育課長(阪上高寛君) 今、北保育所については平成28年度に洋式化を行いました。あと東保育所と西保育所が、まだ洋式化というのが進んでございません。ただ、今現時点、児童の分の洋式トイレについては、東保育所においては14基中10基、西保育所には13基中9基ございます。また、両保育所ともに以前の大規模改修から約15年程度たっていますので、また新たな改修時期を見て、財政部局と調整しながら流動的に対応していきたいなと考えてございます。

委員長(浦川佳浩君)渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) 今、東のほうは14基中10基洋式と言っていましたか。そうですか。東のほうは全然 洋式化できていないというふうに聞いていたもので、わかりました。あと、順次また進めていくと いうご答弁でしたので、よろしくお願いしておきます。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第36号 工事請負契約の締結について(中央保育所大規模 改修工事)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(浦川佳浩君)次に、議案第37号 工事請負契約の締結について(長池オアシス公園施設更新工事(31-1))の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員(重光俊則君)前回も少し質問したんですが、長池オアシス公園更新ですけれども、1期、2期、3期に分けると聞いております。第1期が6,100万円と、あと2期、3期はどれだけの予定費用で工事を行うことになっているのかということと、国の補助金はその都度申請に行かないといけないということで、その辺の状況を教えていただけますか。

委員長(浦川佳浩君)庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君)一応長池公園は、委員おっしゃられたとおりに、今のところ3カ年計画 というところで事業を進めてまいっております。今言いましたように今年度分、それで全体的に約 2億円ほどの整備費用がかかってきますので、単純に3で割ったら大体6,000万円から7,000万円ぐ らいのオーダーで、3カ年間で実施をしていこうと思っております。

今年度につきましては3月でもご説明したように国のほうへ、ことししますボードデッキについてはなかなか複数年ではしんどいというところで、ことしの分については昨年2月に国のほうに要望へ行ったところでございます。今後につきましては、そのときに同じような3カ年の計画というのは提示してございます。その中で、今後につきましてはこの金額での要望はしていくつもりですが、何分国のほうの内示というものが、今の時点では来年、再来年というのがどうなるのかというのはわかりかねるところもございますので、その辺は何とも言えないところですが、一応、3カ年ぐらいでできるような金額オーダーで要望のほうはしていきたいと思っております。以上です。

委員長(浦川佳浩君)重光委員。

委員(重光俊則君) しっかり 2 期目、3 期目の補助金が取れるようにしていただきたいと思います。 今回の工事ですが、6,000万円というのでハス池の上の通路の部分を古いのから新しいのにかえ るのが主体工事なんですが、6,000万円は高過ぎるような気がするんです。撤去工事と設置工事で それぞれ幾ら見られていますか。

委員長(浦川佳浩君)庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君)今回の6,000万円については、今おっしゃっておられるように、今現状あるボードデッキの撤去と新しくつけるボードデッキの費用等が入ってございます。費用の内訳については、撤去費と設置費の割合ですが、一応もうほとんど6,000万円のうち300万円、400万円ぐらいが撤去費になろうかと思います。

あと、結構6,000万円は高いんじゃないのというところですけれども、この今ついていますボードデッキについては平成12年完成、大阪府のオアシス事業で設置されたものでございます。今、直線的じゃなくて幾何学的にがちがちと曲がったような形態をしているかと思うんですけれども、これと同じような形で復旧してしまいますと今の6,000万円が約倍ほどになってくるぐらいですので、そこまでちょっと費用的にもかかり過ぎるというのもあったので、今回のような形の単純な形になってございますが、そこまで落としてやはりそれぐらい、6,000万円かかってしまうというところでございます。

委員長(浦川佳浩君)重光委員。

委員(重光俊則君)何で6,000万円と、これはなぜそれだけ高いものに……。今、木製ですよね、全体が。それを一部木製でないものに変えるのか、あるいは全くまた木製のものをつくるのか、その内容はどういう……。通路の幅はちょっと広くなっているようですけれども、それはどういう材料でいって、今回つくる工事をしたら今まで以上にもつのか、その辺はどうなんでしょうか。

委員長(浦川佳浩君)庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君) 今までついておりましたボードデッキにつきましては、水につかっているところが一応鋼製という形で、それより上は全て木製で今つくられております。木製ですので自然木ということで、やっぱり耐久性とかいろんなところでなかなか長い間もたないということもありますので、今回新しくするものについては、水際の腐りやすいところはコンクリートで基礎を設けまして、そこから鋼製の鉄骨で枠組みをしまして、歩いていただく表面については、こちらも自

然木ですとやはり腐ってきたりということがありますので、劣化のしにくい廃プラという形の擬木 というものなんですけれども、そういったもので表面をしまして、なるべく耐久性のいいような形 で整備していくものでございます。

委員おっしゃられるように、今よりも幅は広げてまいります。後ろの資料のほうにも書いていますとおり、現状が幅1.38メートルですが、今回改修することによって1.9メートルになるものでございます。これにつきましては、車椅子が入られた中でも人も通れるというふうな幅で考えております。

もう一つ言いますと、今ですとボードデッキをずっと歩いていただくと段差がございます。です ので車椅子も通れない状態であるんですが、今回はスロープだとか、段差をなくしたような形で、 そういった車椅子の方でも自由に入っていただくような形としてございます。

以上です。

委員長 (浦川佳浩君) 重光委員。

委員(重光俊則君)車椅子が通れる通路にするということですが、今までの通路のほうが、階段はあるけれどもいろんな場所をもっと広く身近に見られるというメリットはあったと思うんです。この形にするというのは、例えばオアシス管理会とか周辺の自治会等についてはどのように説明されて、どのような合意がされているんでしょうか。

委員長(浦川佳浩君)庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君)ボードウオークの形につきましては、最初はうちのほうからこういう案でということで、もう今の形じゃなくて単純な形で一度提示はさせてもらっています。そのときにはT字型ということで、1回中へ入ってしまうと同じところからしか出られないような形で最初は提示をさせていただきました。それではちょっと管理会のほうも、やっぱりぐるっと回れるほうがいというご意見もいただきましたので、今の現状のような形になってございます。

あと、今現状の中でも、ちょうど一番下池に近いところであずまやというか、屋根のついたちょっと休憩できるベンチのあるスペースがございます。こちらのほうも、やはり新しくする際でもそれがそこの水生植物帯のシンボルであるということで、それは残してほしいというご意見も管理会のほうからいただきまして、それも今回、ちょうど右端の四角くなった部分ですが、そこにも同じような、そういった休憩ができるあずまや的なスペースを設けて、こういうことで一応管理会のほうもご納得いただいて最終決定させていただいた形となってございます。

以上です。

委員長(浦川佳浩君)重光委員。

委員(重光俊則君) そういうことで、管理会も納得しているのかどうかというのは本当ははっきりわからないんですが、前のようなちょっと風情のある通路の形態にしてもらえないかという要望もあったと思うんですよ。

それと、新しい通路にするに当たって業者のアイデアといいますか、そういうものについてどういう設計にするかというのは、各業者のアイデアをとって採用するというようなことは考えられていなかったんでしょうか。例えば今、何者が契約金額を提示して、これは最低制限価格になると思うんですが、何者がこれを出してきて、もちろんその前に、ここの設計を変えるときについてアイデアを募集するというようなことはとられたのかどうか、その辺をお聞かせください。

委員長(浦川佳浩君)庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君) 今、委員おっしゃられているような設計委託をする際に、プロポーザル 的な発想だと思うんですけれども、今回そのような形はせず、単純にもう基本設計という形で入札 させていただいて、その中で業者とうちと町と管理会のほうで決めさせていただいたような形にな ってございます。

以上です。

(「何者ですか」の声あり)

すみません、設計のほうへ発注した際の契約調書を今手持ちで持っていませんので、またあれで したら後ほどご報告させていただきます。

委員長 (浦川佳浩君) 重光委員。

委員(重光俊則君)前に9者という説明があったんですが、9者が入札して全部同額で落札…… (「それは8者」の声あり)

8者か。その辺は今わかりませんか。

委員長(浦川佳浩君)庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君) 今ちょっと僕、間違うて9者と言うたのは、今回の工事の入札業者の数でございます。すみません。工事と委託と間違うて9者というお答えをさせていただきました。 委員長(浦川佳浩君) 重光委員。

委員(重光俊則君)こういう場合、やはり設計段階でいろんな業者にアイデアを出してもらって、価格 自体も競争してもらうというようなやり方をして、もっとバラエティーに富んだ、アイデアと中身 とお金と相殺する、何がいいのかというようなところを相殺するようなやり方というのが必要じゃ ないかなと思うんです。全部同じ仕様にしてしまうというのはちょっと無理がある、公園とかにつ いては。あと2期、3期のところをどのようにされるかというところもあると思うんですが、その 辺もやっぱりアイデアと、あとコストを安くするという業者の見つけ方をしていただきたいと思い ます。

今回、このような頑丈な、車椅子で入れるということで、それで容認せざるを得ないのかなというところで、管理会もおりられたようなことかもわからないですよね。その辺がちょっと残念だなと思いますけれど、内容はわかりました。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員(田中豊一君) 3カ年というか3期に分けてという工事なんですけれども、先ほどの設計に絡んで、 年度によって補助金のつき方が違ってくる可能性もあるということで、そうなれば物件物件によっ て設計をしている、もう既に委託は終わっていると思うんです。その中でぶった切って、それでい ろいろ仮設だとか附帯工だとか、あと諸経費とかを積み上げて工事を発注するわけですか、年度ご とに。そのあたり、ちょっと教えてほしいんですけど。

委員長(浦川佳浩君)庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君)委員おっしゃるように、全体的にこういうことをしていこうという全体がございます。今、委員おっしゃられたように、やはり補助金あっての事業ということになってきますので、補助金に見合った事業を進めていくことになろうかと思います。その中で取捨選択していかないといけない部分も出てくるのかもわかりませんけれども、その辺はまた今後、補助金の内示の状況を見まして、検討していくべきところはしていけたらと思っております。以上です。

委員長(浦川佳浩君)田中豊一委員。

委員(田中豊一君) 3期目にやられる下池のボードウオークの周辺とか、あと園路の改修については余り大きく変わらないと思うんですけれども、2期目に予定していますライオン公園というんですか、今、木製遊具のあるところの撤去と新たに遊具をするというところは、補助金のつきぐあいによってはなかなかぶった切れないところがあるんじゃないかなと思うんで、その遊具を丸々補助金をつけてもらわないとある程度完成しないと思います。そのあたりは努力していただいてお金をもらいに行かなあかん違うかなと思うんで、そのあたり、どんなに考えているか教えてください。

委員長 (浦川佳浩君) 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君)委員おっしゃられるように、遊具を半分だけつくるということはなかな か難しいと思いますので、ことしのボードデッキと同じように、ある一定、ここまではしないとと いうところは、何とかその辺はまた国のほうにも要望していけるものならして、大阪府のほうにも 要望はしていきたいと思います。 あと、舗装の補修とかになりますと、ようかん切りというんですか、できる範囲で舗装はぶつぶつと切っていけるかなというところがございますので、いただいた割り当ての内示をもってその辺は考えていこうかと思います。よろしくお願いします。

委員長(浦川佳浩君)田中豊一委員。

委員(田中豊一君) 財源の内訳ですけれども、当初予算で出ているわけです。今後もありますので、これ、都市公園に指定をして、以前はため池の整備でやったわけですけれども、都市公園事業で国土 交通省の補助金をもらってやるということなんです。ちょっと財源の内訳、補助率だとか、それからあと残りの単費の部分の起債と起債の償還の交付税算入だとか、そのあたりを教えていただきたいんですけど。

委員長(浦川佳浩君)東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長(東野秀毅君)まず、国費が基本的に2分の1入りまして、残りの2分の1 の90%に起債が当たると。そのうちの起債対象事業費の20%が交付税算入されるという、そういう 仕組みになってございます。

以上です。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第37号 工事請負契約の締結について(長池オアシス公園施設更新工事(31-1))の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(浦川佳浩君)次に、議案第38号 令和元年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)説明お願いしたいと思います。

9ページの入で、最初の教育費委託金でカリキュラム・マネジメント調査研究事業委託金20万円がありまして、その分丸々13ページの出のほうでも活用することが載っているんですが、その分の明細をご説明していただきたいと思います。

委員長(浦川佳浩君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)では、カリキュラム・マネジメント調査研究事業ですけれども、これは国から大阪府、大阪府から市町村に委託があって行う事業です。大阪府下では7つの小・中学校で実施の予定というふうに聞いております。うちも熊取町として委託を受けて、実際、西小学校でことし、来年、調査を行う予定です。

じゃ、片仮名のカリキュラム・マネジメントはどういうことかといいますと、学校の中の教育計画、それを教育課程というふうなことをいうんですけれども、授業等の教育課程を通した取り組みを通じて教科横断的な視点、要するに国語でこれをやる、算数でこうやるじゃなくて、それをつなげて考えましょうかということで、教科横断的な視点から、今学校でやっていることの取り組みを改善したりとか、もっとこうしたらいいん違うかなということを研究していくということです。要するに、横の教科のつながりと、あと縦です。学年でも1年生でこんな学習をした、次、2年生はこうつながっていくんじゃないかなということで、縦と横のつながりを考えながら授業等を考えていくというふうな調査になります。

具体的には、西小学校においては食に関する教育でこの調査研究を行っていく予定です。食に関するとなると、例えば家庭科の調理実習とか思ってしまうんですが、当然、食に関することであれば、例えば理科の体のつくりであったりとか動物の誕生、それと社会であったら日本での農業とか水産物であったりとか、あと道徳であったら感謝とか命のとうとさとかが関係してありますので、そういったことをつなげながら、子どもたちにやはりつなげて考える力というのは今後必要になっていくので、教科ごとではなくて教科全体を通して、あるいは学校全体、学年を通して、子どもが今後必要になる力をそういった研究を通じてつけていこうという、そういった目的がある事業です。20万円の内訳につきましては、うち謝金8万円ということで、カリキュラム・マネジメントについて詳しい大学の先生に来ていただいて、西小学校で講演いただいたりとか取り組みへの指導、助言をいただく予定です。あと、消耗品費につきましては、子どもたちに提示する資料に必要である紙であったりとか、できるだけカラーの印刷をしながら子どもたちにいろんなものを提示できればいいなというふうに思っていますので、インク代であったり、あと実際、調理実習を行う材料を買うという予定にしています。

以上です。

委員長(浦川佳浩君)渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)わかりました。国から府、市町村にというところで、熊取の西小というふうになったというその辺の経過というか、それは手挙げですか。どういうので西小になったのかというところ。

委員長(浦川佳浩君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)当然、こういう事業があるというのを全ての校長先生に話をさせていただいて、西小の校長先生のほうで、うちでしたいということで言うていただいたということです。特に西は、もともと栄養教諭もおりまして食育をやっていたけれども、食育だけじゃなくて、もう少しいろんなものをつなげて研究できればなというふうなことも考えてくださっていたのでという経緯です。

委員長 (浦川佳浩君) 渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)わかりました。

そういったところで西小のほうが手を挙げていただいてそういった研究がされるわけなんですが、 それをまたどこかで発表しというところなんですよね。それをどんなふうに活用していくのか。国 の施策としてやっているんかと思うんですが、結局、西小の学校の先生に負担とかはないですか。 今、何か教職員の負担がちょっと問題になっているかと思うんですが、その辺どうなんですか。

委員長(浦川佳浩君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)カリキュラム・マネジメントにつきましては、新しい学習指導要領の中で重要性が言われているということもありますので、これはもう全ての学校で実は取り組んでいかなくてはいけないというところ、そこを先行して研究するということになります。今までの研究にプラスアルファというより、つなげる視点を先生方にも持っていただいて、もともとはさっき言わせていただいた、例えば理科で体のつくりをやっていたり家庭科で調理実習をやっています。それをつなげる視点を持ちながら、先生方がそこの視点を持っていただくための研究というふうに思っています。当然、西で研究したものをほかの学校にも伝えていきながら、ほかの学校にもその取り組みを進めていってもらうという必要があるかと思っています。

また、府下の発表については、これは2年間委託を受けて行いますので、2年目のときに府全体 のフォーラムか何かで発表していただくということになっています。

以上です。

委員長(浦川佳浩君)渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) そして、その発表のフォーラムというのは、参加対象というのはどういう人になる んですか。 委員長(浦川佳浩君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)このフォーラムについては府が主催されますので、ちょっとまだ詳細について私はわからないんですが、基本、教員対象ということが多いのかなというふうに思っています。

委員長(浦川佳浩君)渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)もう一つ、地域活性化センター助成金というのが、これも10分の10、120万円活用できるというところですが、その辺のところも、これはシティプロモーション事業として上がっていますけれども、この辺の説明もお願いします。

委員長(浦川佳浩君)橘企画経営課長。

企画経営課長(橘 和彦君) それでは、地域活性化センター助成金並びに歳出におけるプロモーション 推進事業ということでご説明させていただきます。

昨年、PR大使ということでヒナタユウさんになっていただきました。大使の熱い思いもございまして、いろいろご提案がございました。そのご提案の中に、やはりなかなか大使制度に町単費でお金をかけていくというのは非常に難しいところではあったんですけれども、地域活性化センターの移住・定住・交流推進事業というのがございまして、これまで熊取町ではこの助成金を活用してバスツアーを30年及び28年に2回ほど実施したことがございまして、これに一度エントリーしてみようじゃないかと。2年連続なので難しいかもしれないですがということで、PR大使といろいろ調整しまして、この助成金を活用しに行ったと。

内容としましては、先ほど言いました助成金が移住・定住・交流推進事業でございますので、いわゆる転入・定住の観点で、また当然そのためのプロモーション事業の一環として、ヒナタユウさんがおつくりになりました熊取町のイメージソング、もう何度かイベント等では発表されておりますが、そのイメージソングを住民の皆様にどんどん周知させていただいて、それを聞いた人たちが将来大きくなったりしたときに歌を聞いたときに、また熊取町を思い出してふるさとに帰ろうと、そういうふうなイメージを持って、プロモーション事業としてプロジェクト名も「くまとり、帰ろう歌。プロジェクト」として採択を受けてやっているところです。

当然この後、イメージソングを音源、CD化とかしたり、あとこの歌をベースにした町を紹介するプロモーションビデオ、これを作成する、そうした経費として今回の助成金を活用してまいりたいと思っております。

また、プロモーションに関しては、単にPR大使だけではなく、いろいろ住民を巻き込んでいく 公募というようないろんな形でいろいろアイデアを今、ヒナタユウPR大使と調整しながら進めて ございます。予算を可決いただきましたら実際の行動に移してまいるんですけれども、今、その下 準備ということでいろいろ調整させていただいているところでございます。

以上です。

委員長(浦川佳浩君)渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)今、下準備していただいているというところで、主にヒナタユウさんの歌をCDとかそういったものにしてというところですよね。そういったものをどんなふうに活用するかというところについてはどんなふうに考えているんですか。

委員長(浦川佳浩君)橘企画経営課長。

企画経営課長(橘 和彦君)まず、今回のプロジェクトは、つくることがまず一旦目的になってございます。当然、そのつくる過程で先ほど言いましたプロモーションビデオにもさまざまな住民に参画いただいて、やはり自分たち、住民にとってのPRの一助になっていただく部分もございます。

また、CDを作成しましたら、まずそのCDを配布ないしは一部ちょっと販売というようなことも想定はあるんですけれども、助成金のルールの範囲内でしっかりとその音源、当然CDだけではなく、音源ということで音のデータもつくることになりますので、それらを配信していくという形で、当然まず住民にも周知しないといけませんし、住民が周知いただいた中で外部にも当然発信し

ていくということで、まず今年度はつくることが一旦ベースになってございます。つくった後、それをしっかりと広めていくというプロモーション事業のツールとして、今後有効活用してまいりたいと思っております。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)11ページの浸水対策事業、委託料のところで、説明資料もついておりますが、この測量・設計・監理等委託料の対象の箇所、どういうところについての浸水対策費なのか、そしてまた、大雨とかいろいろあるかと思うんですが、どういう事情でこの浸水対策事業が発生したのか、その辺の説明をお願いします。

委員長(浦川佳浩君)庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君)本浸水対策事業ですが、こちらの場所になりますが、一応小垣内の交番付近から外環の図書館入り口の信号までの流域におきます浸水対策でございます。特に、去年でいいますと7月豪雨だとか、あと台風21号だとか、そういうときの大雨なんですけれども、そのときに、ちょうど外環にのらやといううどん屋があろうかと思います。その裏に、先ほど言いました小垣内のほうから流れてきています水路がございます。それは最終、外環の下をくぐって図書館のほうへ流れていく分と大原池のほうへ入っていく分とかというふうな流れになっておるんですが、ちょうどのらやの裏手のほうでそういった大雨時、溢水、水路がもうあふれてしまう。その水があふれて、こっちの役場のほうですが、源太池、南側にずっと流れていくという状況が発生しております。その浸水を解消すべく、今回、浸水対策事業のほうで基本設計の委託料を補正計上させていただいたものでございます。

以上です。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員(田中豊一君) 今の浸水対策に関連してですけれども、確かに落ちの少ない、これ大池の水路も兼ねているんですか、たしか。以前は、浸水対策というのも大事なんやけれども、水利組合が応分の負担をしてする事業もあったかと思うんです。そのあたりは役割分担とかあるんですか。もうこの後、この設計の中で工事ということになってくれば全部町が負担してやるわけですか。

委員長(浦川佳浩君)庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君)今回上げております設計に基づきまして行います工事については、浸水 対策事業ということで、もう町の負担で実施していくものでございます。

委員長(浦川佳浩君)田中豊一委員。

委員(田中豊一君) 小垣内から多分図書館、それで図書館から長谷池に入る導水路の一部やと思うんですけれども、相当延長がありますし、たしか上野田の地蔵の横のあたりであふれているというのは聞いたことがあるんです。このあたり、水利組合、特に大池なんかやったら法人ですので、そのあたりの理解はどうなんですか。もう全部町が負うわけですか。

委員長(浦川佳浩君)大西都市整備部理事。

都市整備部理事 (大西 宏君) 本町におきましては、本来、雨水整備といいまして町が責任を持って雨水を処理していくという整備が非常に立ちおくれている部分もございまして、やむなく農業用水路として使っている、あるいは道路側溝兼用として使っている水路に雨水を流入して、今ある水路を利用した形で雨水を処理すると、そういったことになってございまして、当然、委員ご指摘の水利組合が負担する補助金の事業もございます。これにつきましては、例えば農業用水路として利用している側溝が老朽化してきているとかやりかえる必要があるといった場合には、水利の一定の負担もいただいて町も補助を出すと。ただ、今回の件に関する水利の農業用水路に道路とかの雨水も入れて、大雨が原因で浸水するという原因がそこに至っているものですから、浸水対策については責任を持って町が実施していくというところ今のところ考えてございます。

委員長(浦川佳浩君)田中豊一委員。

委員(田中豊一君)そういうことでしたら町がやらなくてはならないということになるわけですけれど

も、これ、工事となったらほとんど単費ですか。

委員長(浦川佳浩君)大西都市整備部理事。

都市整備部理事(大西 宏君) 単費になるかと思います。ただ、おっしゃっていたようにかなり長い延長になるんですけれども、ただ、今回の基本設計をもって我々が認識しているのが、ある一定の区間が非常に水路の勾配が緩いところもございますので、そこであふれてございます。その部分を局部改修して対応できるのか、あるいは委員おっしゃるように全ての水路を改修していかなければならないのか、あるいはどこかでバイパス的な放ちをつくって雨山川まで導けば長い延長の改修は必要なくなるのかと、そういったことの検討のために今回この基本設計を発注して、いろんな方面から検討していきたいと考えてございます。

委員長(浦川佳浩君)田中豊一委員。

委員(田中豊一君) そういう中では町の役割というのは非常に重要やと思うんですけれども、こういう 住宅街の中でそんな浸水が起こっているというのはあってはいけないと思います。

ただ、水利組合も使っている水路をそういうふうに町のほうが工事するということやったら、維持管理の面で協力していただくように、泥がたまっている、砂がたまっているというようなこと、

これは毎年たまりますので、そのあたりの役割分担の協力をお願いしていただきたいなと思います。 委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) 11ページの道路維持事業なんですけれども、委託料がマイナス127万8,000円で、その分、そのかわりというんですか、財源振替という形で地域の魅力づくりプロジェクト推進協議会補助金82万4,000円というふうになっているかと思うんですが、その辺の植木剪定等委託料、駅前の町道の部分に当たるのかとかいうところの説明をしていただきたいと思います。駅前の町道のところの剪定とかでしたらもう当初予算の中で地域の魅力づくりプロジェクト事業として入っていたんじゃないかなというふうに思っているので、それが補正になったところの説明をお願いします。

委員長 (浦川佳浩君) 山原道路課長。

道路課長(山原栄次君) 今、委員からご指摘いただいた分につきましては、町道熊取駅前線、以前花みずきロードと呼ばせていただいていたところですが、そこの街路樹につきましては、平成24年に当時道路を管理しておりました大阪府においてハナミズキを植えていただいて、その後に大阪府から道路の移管を町のほうに受けまして、それ以降、かん水業務をシルバー人材センターに委託しておりまして、維持管理のほうは町で行っておるという状態でございました。ただ、ご存じのようにハナミズキにつきましては根つきが悪く立ち枯れが進んでございますので、管理上支障を来してございました。そのため、今年度、樹種をシラカシに変更させていただきまして、街路樹の植えかえを今現在行ってございます。

それにあわせまして、街路樹の維持管理につきましては現在、夢広場のほうで魅力づくりプロジェクトで各ブースを造園業者にご協力いただいて維持管理をしていただいていて、よく見ていただいているかと思うんですけれど、大変好評もいただいておりますので、そのような形で、魅力づくりプロジェクトの皆さんに新しい町道熊取駅前線の維持管理についてもお願いしたいというようなところで考えてございまして、もともとシルバー人材センターにつきましてはかん水と、あとごみ拾い等の軽作業ということでお願いしてございました。

ただ、魅力づくりプロジェクトの皆様には、かん水業務と今、軽作業にあわせて肥料をやる施肥と、あと剪定等もやっていただきたいというふうに協議させていただいてございまして、当然費用につきましては、もともとシルバー人材センターに委託していた費用と同等でやっていただけるということで協議させていただいてございます。予算の剪定委託料の項目の中にかん水業務という業務が127万8,000円入ってございますので、その分は一旦減額させていただいて、魅力づくりプロジェクトの補助金ということで82万4,000円を増額させていただきたいというふうに考えてございます。

金額の違いにつきましては、127万8,000円につきましは年間経費ということになってございます

が、この4月から6月につきましては実際もう委託してございませんので、3カ月分を差し引いた7月から3月までの経費として82万4,000円を計上させていただいているものでございます。 以上です。

委員長(浦川佳浩君)渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)詳しい説明ありがとうございました。

ただ、当初予算で何か予算委員会のときにシラカシに変える、どうのこうのというお話は聞いていたんで、当初予算の中にもう入っていたんじゃないかなと思ったもので、なぜ補正になったんかなというふうに思いました。

委員長 (浦川佳浩君) 山原道路課長。

道路課長(山原栄次君)ご指摘のとおり、当初はシルバーで継続してかん水等をお願いしたいというふうに考えてございました。ただ、本年1月から2月にかけて、町道熊取駅前線の夢広場に近い側も魅力づくりプロジェクトのほうで新しく植栽変更していただいて、そこはもう既に魅力づくりプロジェクトで維持管理をお願いしてございます。

その打ち合わせの中で、今年度そこの樹種をシラカシに変えていくんやというその辺の協議をさせていただいた中で、それやったらやっぱりもうちょっと維持管理のグレードも上げてというような話も出てまいりましたので、その中で、そしたら今やっている作業プラス施肥とか剪定もお願いできるでしょうかという協議の中で、やっていただけるということでご回答いただけました。そしたら、当初は委託料で計上させていただいていたんですが、魅力づくりプロジェクトのほうに予算を振り替えさせていただきたいということで、今回補正で対応させていただいているものでございます。

以上です。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) 今の説明を聞いていてちょっと確認しておきたいなと思ったんですが、地域の魅力づくりプロジェクト推進協議会補助金82万4,000円というのは、それは、駅前の道路の脇の植木とかの世話をしていただくための補助金と、そういうことなんですか。

委員長 (浦川佳浩君) 山原道路課長。

道路課長(山原栄次君)82万4,000円につきましては、町道熊取駅前線ということで、駅前広場からちょうど永山病院の交差点までの植栽帯のかん水等の業務をお願いするということになってございます。

以上です。

委員長(浦川佳浩君)坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) そこが何かもうひとつ釈然としないんですけれど、推進協議会に補助金という形で渡して、それで植木等の世話をやっていただくと。それはなぜそういう形をとるのか。普通だったら委託料とか、そういう実質的な業務をやっていただくわけですからそうなんですけれども、補助金という形にすることによって委託料よりも安いお金でやってちょうだいという、そんな感じなんですか。

委員長 (浦川佳浩君) 山原道路課長。

道路課長(山原栄次君)駅前の夢広場については、今現在、魅力づくりプロジェクトに補助金を出させていただいて維持管理をお願いしてございます。ただ、今100万円ですけれども出させていただいている補助金というのは、労務賃についてはボランティアでお願いしてございまして、そこに係る材料費ということで100万円予算計上させていただいてございます。

ただ、夢広場と今ご説明させていただいている町道熊取駅前線につきましては一体的な管理を行っていきたいというふうに考えてございますので、今回あわせて、こっちについてはかん水等の業務になるんですけれども、その分の予算を補助金という形で出させていただいて、駅前広場と町道熊取駅前線を一体的に管理をお願いしたいという考えでございます。

以上です。

委員長 (浦川佳浩君) 坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)何かその辺がちょっとすっきりしないんですよ。こういうタイプの補助金というのは植木の管理とかそういうことに使うべきではないと思うんですけれども、今回は、82万4,000円は植木の管理のための費用が含まれているわけですよね。

委員長(浦川佳浩君)山原道路課長。

道路課長(山原栄次君)中身としてはかん水等業務をお願いするという費用になってございます。 以上です。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員(田中豊一君) 11ページの上から2つ目の老人憩の家維持修繕工事費、たしか説明では青葉台ということで、古くなっていたんで、高齢者もふえている中で使うには不都合が出てきたんで修理をするということやと思うんですけれども、これ、6月補正で上げる理由をちょっと教えてほしいんです。計画性とかそのあたりなんですけど。

委員長(浦川佳浩君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)今回の修繕工事費ですけれども、青葉台老人憩の家の屋根の一部、軒の部分が剝落いたしまして、その分について今現在安全対策をとっているんです。軒の部分全体を新しく全面改修と鉄骨補強の分を含めて行うということで、今回、工事費のほうも予算見積もりで720万円程度ありましたので、補正のほうに上げさせていただいた形になります。

委員長(浦川佳浩君)田中豊一委員。

委員(田中豊一君)補正で上げたというのはわかるんですけれど、何か、例えば台風の影響で当初予算 に間に合わなかったとか、そういう理由ですか。

委員長(浦川佳浩君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)軒の剝落を発見して報告いただいたのが4月24日ということでして、それから26日には一応安全対策をしたという形で、予算的な額から6月補正という形をとって、まずは安全対策というところで今させてもらっているところです。

委員長 (浦川佳浩君) 田中豊一委員。

委員(田中豊一君)ということは、緊急万やむを得ないということですか。憩の家というのは大体修理 計画みたいなのが多分あると思うんですけれども、そういう中に当てはまらない、4月に屋根がそ ういう剝落して危険だと、もう万やむを得ない補正で、それも6月の補正予算ということで、そう いう解釈でよろしいんですか。

委員長(浦川佳浩君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)老人憩の家の分につきましては、耐震化のほうは旧耐震に係る26カ所について順次行っていきたいということで今計画的に進めることを、今年度の予算で耐震診断が5カ所、耐震設計5カ所というふうに順次進めているところでございます。耐震診断まで待つには少し時間があるというのとこちらについては緊急に対応したいということで、補正を上げさせていただいております。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) すみません、今の関連なんですけれども、結局、青葉台の憩の家の屋根が落ちたというところの老朽化によるものか、その原因とかいうのはわかっているのかというのと、それによってけがをされた方とかいてないのか、その辺の状況をまた教えていただきたいと。

委員長(浦川佳浩君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君) 剝落した場所がちょうど老人憩の家の裏手のところでして、そのところは土手みたいになっている形で道路とは面していないところでしたので、けがされた方とかそういう方はいらっしゃいませんでした。あわせて安全対策につきましては、ほかの老人憩の家のほうにつきましてもまちづくり計画課と一緒に調査して、随時進めていきたいなというふうに考

えております。原因については老朽化と思われます。

委員長(浦川佳浩君)山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君)原因につきましては、やはり古い建物ですので、これはあくまでも想定したものですけれども、クラックがありまして、そこから長年雨水が入りまして、中にある鉄骨、モルタルをとめているような金具的なものでしょうか、そういう部分が腐食しましてモルタルをとめているところがそのまま耐え切れなくなったというようなところで一応確認はとっております。それが絶対的かといったら、あくまでもそういうことを想定しています。

ですので、先ほど田中豊一委員のほうからも質問ありましたように、危険が若干想定できますので、できるだけ早いということで緊急対応させてもらう、そのぐるりをガルバリウム板みたいなもので、今、大久保の老人憩の家で一応対応をとっているような形で安全対策をさせてもらうというところで考えております。

以上です。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員(重光俊則君)11ページの一番下で、教育委員会の運営事業で臨時雇79万4,000円ですが、これは何でしょうか。

委員長 (浦川佳浩君) 松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君)臨時雇賃金79万4,000円ですけれども、学校教育課で事務をしていただく 臨時職員の賃金ということで、7月1日から来年の3月31日までの分の臨時職員1名分の賃金を計 上させていただいております。

以上でございます。

委員長(浦川佳浩君)重光委員。

委員(重光俊則君) それは、今の事務をしていただく人の費用を計画していなかったということなんで すか。

委員長 (浦川佳浩君) 松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君)臨時職員が必要になった理由なんですけれども、これは4月1日から配置しておりまして、4月から6月の分は現計予算の中での対応やったんです。今、学校のほうでトイレの洋式化改修という工事をやっておりまして、平成30年度で国が2次補正ということで2月7日に打ちまして、トイレ改修事業等に使う学校施設環境改善交付金というのが増額されております。その交付金を受けまして熊取中央小学校の中央校舎及びプール棟、それと西小学校の全体、北小学校の全体がこの内示を2月26日に受けることができまして、30年度で補正をやりまして令和元年度に繰り越しをして今年度実施すると。

ただ、国のほうは30年度の予算なので、今年度中に全てのトイレ改修工事を実施するという制約が課されるということの中で、やはり交付申請であったりとか学校との調整、あるいは補助金を受けるための実績報告の事務であったりとかかなり事務量が集中するというところの中で、1名措置していただいたところでございます。

委員長(浦川佳浩君)重光委員。

委員(重光俊則君) それで、これは一般財源として交付金をもらうための町の単費でやらないといけない事業費用としてということなんですね。

委員長(浦川佳浩君)松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君)臨時職員の費用でございますけれども、学校施設環境改善交付金の中で一定、1%が事務費ということで交付を受けることができます。この臨時職員の賃金については、その1%の交付金を財源として充てていきたいというふうに考えております。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第38号 令和元年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の 件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君) すみません。貴重な時間をいただきましてありがとうございます。 先ほど重光委員のほうから質問のありました議案第37号の中での長池オアシス設計委託業務の業 者数でございますが、15者によります指名競争入札によって業者を決定してございます。 以上です。ありがとうございます。

委員長(浦川佳浩君)ありがとうございます。

委員長(浦川佳浩君)以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。 これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「11時54分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

浦川佳浩

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 令和元年6月19日(水曜)招集 場 所 熊取町役場北館3階大会議室 坂上昌史 出席委員 委 員 長 副委員長 江 川 慶 子 田中圭介 委 員 委 員 鱧 谷 陽 子 二見裕子 委 員 文 野 慎 治 委 員 矢 野 正 憲 委 員 欠席委員 なし 説明員町 長 藤原敏司 副 町 長 中尾清彦 教 育 長 勘六野 朗 総合政策部長 南 和仁 総合政策部理事 総合政策部理事 明松大介 東野秀毅 兼財政課長 総務部長 住民部長 巌根晃哉 林 利 秀 健康福祉部長 山 本 雅 隆 都市整備部長 矢 部 義 雄 会計管理者 山戸 中 谷 ゆかり 上下水道部長 寬 兼会計課長 教育委員会 教育次長 吉田茂昭 貝 口 良 夫 事務局統括理事 企画経営課長 人 事 課 長 和彦 道端秀明 橘 生活福祉課長 下 中 昭 三 事 務 局 議会事務局長 書 藤原孝二 藤原伸彦 記

付議審査事件

議案第35号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例

委員長(坂上昌史君)皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

本日の委員会は、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚 生常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(坂上昌史君)なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いします。 それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る6月13日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案1件の審査を行います。 議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略い たします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。 町長(藤原敏司君)補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。 委員長(坂上昌史君)補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(坂上昌史君)それでは、議案第35号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例の件を議題といた します。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員(江川慶子君)この災害弔慰金条例の一部を改正する条例ですが、災害を受けた場合、死亡した町 民への遺族に対する災害弔慰金だとか、自然災害により精神または身体に著しい障がいを受けた町 民に災害障害見舞金の支給、あと自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害救護資金 の貸し付けなどを位置づけたものを目的としてあるんですが、まず、この改正については反対する ものではないんですが、今までの実績、ちなみにお聞かせ願えたらありがたいです。

委員長(坂上昌史君)下中生活福祉課長。

生活福祉課長(下中昭三君)この災害弔慰金条例の災害の対象となる災害ですけれども、大きな災害でございまして、それから申し上げますと、1市町村で住居が5世帯以上滅失した世帯であったり、あるいは、府内で災害救助法が適用された市町村が1市町村あるというのはとても大きな災害でございます。本町においては、実績はこれまで法整備がされた以降なかったものでございます。以上でございます。

委員長(坂上昌史君)江川副委員長。

委員(江川慶子君)わかりました。この改正に伴って、その点も変わらないということですね。

委員長(坂上昌史君)下中生活福祉課長。

生活福祉課長(下中昭三君)はい、もちろんでございます。いかに被災された方の支援をしやすくする 利率の改正であるだとかいうところは、被災者支援の充実したものになると考えてございます。 以上でございます。

委員長(坂上昌史君)江川副委員長。

委員 (江川慶子君) わかりました。去年の台風のような一部損壊のようなものは、対象にならないとい うことですね。

内容については、14条、15条、この辺の改正で、保証人があれば3%が利率がゼロになると。保証人がなくても1%ということで、返済が楽になるというか、そういう改正であるということがわかりました。

償還方法についても、月払いが加算されたということですね。わかりました。

委員長(坂上昌史君)ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第35号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(坂上昌史君)以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。 これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「10時06分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。